

基山町農業委員会会議録

平成29年3月1日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 11名

欠席者 2名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	欠席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	欠席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第7号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第8号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	9件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	2件
報告第4号	農地法第18条の規定による届出受理報告	2件
その他(1)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条 第3項の規定による貸付けの廃止申請	1件
その他(2)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項 の規定による特定農地貸付け申請	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 10時 10分

平成29年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第7号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。第7号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第7号議案1番朗読

権利を取得しようとする農地については、譲渡人の農業廃止により譲受人に贈与して所有権移転を申請されるものです。移転後は、田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況は問題なく、農業従事者数等の状況についても問題はないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えられます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が9,924㎡となり、下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

申請地は、2区分校跡地付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第7号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足等はありませんか。

4番委員

雑草が少々生えているところはあるが、譲受人の息子さんが耕作意欲があるとのこと。特に問題はないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第7号議案1番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第7号議案2番朗読

権利を取得しようとする農地については、譲渡人の農業廃止により所有権移転を申請されるものです。移転後も、田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況は問題なく、農業従事者数等の状況についても特に問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えられます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事するという要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が4,737㎡となり、下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

申請地は、3区字真尻、役場付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第7号議案2番について、何かご意見はありませんか。

5番委員

父親が亡くなられた時の遺産相続で所有されたもので、町外におられる方ですので、町内の御兄弟に譲渡するとのこと。妥当な手続きだと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第7号議案2番については許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申し出があったので、計画の決定を求めます。第8号議案1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第8号議案1番朗読

1番は、相手方の要望により使用貸借権を設定されます。期間は3年で、今後も田として利用されます。場所は、5区小倉大城集落付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

7番委員

ご主人が年末亡くなられて、どなたか耕作者を探していたのですが、隣の田の方が引き受けて下さるということで、お願いするものです。引き受ける方は、現在既に多く耕作地がある方ですので、問題ありません。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第8号議案1番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第8号議案2番から4番まで、利用権の設定を受ける者が同じ方なので一括

して上程します。

第8号議案2～4番朗読

2番は、病気等による労力不足により貸貸借権を設定されます。期間は5年で、賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、きやま高尾病院付近の圃場になります。

3番は、病気等による労力不足により貸貸借権を設定されます。期間は3年で、賃貸借料は10アールあたり30kgです。場所は、園部共乾南側の圃場になります。

4番は、病気等による労力不足により貸貸借権の設定をされます。期間は5年で10アールあたり30kgです。場所は、町営球場南側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

共乾の受託組合というか、代表者の方が変わりましたので、再申請をしたところです。特に問題はありません。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第8号議案2番から4番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案2番から4番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案5番ですが、5番から9番はすべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第8号議案5番から9番まで再設定のため朗読省略

5番は、兼業による規模縮小のため貸貸借権を設定されます。期間は3年で、賃貸借料は、10アールあたり30kgです。場所は、きやま高尾病院西側の圃場です。

6番は、高齢化と病気等による労力不足により使用貸借権の設定をされます。

期間は3年です。場所は、1区鎮西隈集落付近の圃場です。

7番は、高齢化により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は東洋製缶第2工場付近の圃場です。

8番は、期間満了による貸借権の再設定です。期間は3年で、賃借料は一筆25kgです。場所は、大興善寺下の圃場です。

9番は、期間満了による使用貸借権の再設定です。期間は3年です。場所は、2区浄水場付近、田原線沿いの圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。それぞれの議案について、地元委員さんから追加説明があればお願いします。

3番委員

5番についてですが、しっかり作っておられる方ですので問題ありません。続いて6番ですが、これも問題ありません。

7番委員

7番は、1町ほど耕作しておられて機械も何でも持ってあるので、問題ありません。

1番委員

8番は、柿と水稻を専業で作っておられる方です。問題ありません。

4番委員

9番は、耕作意欲がありますのでいいと思います。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第8号議案5番から9番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案5番から9番は、全員一致で決定します。

次に、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号1番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので平成29年1月25日付で受理通知書を送付しております。場所は、12区の元コンビニエンスストアがあった土地の隣の農地です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8番委員

この農地は市街化区域の農地です。下水・雨水等の問題はありません。実際に作っていた方はその隣の方でして、そのあたりはきちんと解決しておりますので特に問題はありません。

議長

他にありませんか。ないようでしたら、報告第3号1番を終わります。
次に、報告第3号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号2番朗読

この件に関しては、市街化区域の農地ですので、平成29年1月25日付で受理通知書を送付しております。場所は、基山中学校と牛会交差点の間付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

5番委員

ここが一角だけ残っておりました。周りは住宅地として開発され、家が建っております。雨水・排水の問題もありません。

議 長

他にありませんか。ないようでしたら報告第3号2番を終わります。

次に報告第4号農地法第18条の規定による届出がありましたので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号1番朗読

この件については、借人の要望による合意解約で、平成29年2月22日付けで受理通知書を送付しております。圃場は、消防分署の上です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

3番委員

場所は、高台で、水がなく、耕作には向かなかったようです。2年くらい借りていたかと思います。

7番委員

土地がやせているようですね。井戸がないと水の確保が難しいでしょうね。

議 長

他にありませんか。なければ報告第4号1番は終わります。

次に報告第4号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号2番朗読

この件については、借人の要望による合意解約で、平成29年2月22日付けで受理通知書を送付しております

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

3番委員

借受人が病気のため、他に借りていたところも返しています。今から少しずつ返していくことになると思います。

議 長

次の借り手は見つかっていますか。

2 番委員

まだ見つかっておりません。

議 長

農地が荒れないようにしっかり見ておいてください。他に意見等はありませんか。なければ報告第4号2番は終わります。

次にその他（1）特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第4条第3項の規定に基づき、貸付けの廃止の申請があったので承認を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）と（2）は同じ農地についての申請ですので、一括して説明します。

その他（1）（2）朗読

今まで農業委員さんにもお世話になっておりました酒井クリニック横の市民農園について、今回、農協から基山SGKプロジェクトに引き継がれるということになりました。基山SGKプロジェクトとは、経験豊かなシニア層を最大限に活かすということを目的に結成された団体のことです。子育て世代へのマッチング、地域力の底上げを図ると同時にセカンドライフにおける地域貢献と生きがいの創出、健康志向の引き上げを目指すという会の目的に、今回の市民農園の運営が合致したということで、新たな取組みとして引き受けることになったようです。

今後実際の引継ぎ事務については、所有者、農協、SGK、役場と4者で滞りなく進めていきます。

議 長

その他（1）（2）について、何かご意見はありませんか。

事務局

まずは代表者個人の契約になりまして、その後NPO法人を目指すとのこと、そこ1～2年でやめるということではないようです。農協が組織改編により営農部門が縮小されて、ここの維持管理が難しくなったとのことで、今回の話になりました。今後の土地の管理や貸付については、基山町・中間管理機構・

所有者との間に貸付協定を設けております。

1 番委員

農業委員会との整理はどうなりますか。

事務局

農業委員会の管理を外れます。

8 番委員

任意団体が借り受けるようだが、中間管理機構との貸付ができるのですか。

事務局

まずは代表者個人の契約になりまして、その後法人化したところで再度法人と契約するという事になるかと思えます。

9 番委員

賃料が1,000円上がっているが、現在使っている方は、いかがなものか。
また、貸付規程はどのような位置付けになるのか。

事務局

賃料については、SGKから借り人に十分説明があると思えます。貸付規程は今までどおり農水省のひな形を参考にして、今度は基山町とSGKが結んでおります。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたらその他（1）（2）について、承認を求めます。承認の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

全会一致により、その他（1）（2）は承認されました。
それでは、全体を通して何かご意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年3月1日

署名人

議 長

委 員

委 員